



▲家庭から燃やせるごみに出される紙類の内訳

## “<sup>ざつ</sup>雑がみ” 収集始めます！

本市の家庭から出る燃やせるごみの約20%\*が紙類です。その中には、リサイクルできる紙類が多く含まれています。そこで、令和3年4月から、これまでの「その他の紙製容器包装」に替えて「雑がみ」の分別収集を開始し、より多くの紙類をリサイクル可能にします。

分別・出し方のルールを守って、ごみの減量化、資源化にご協力をお願いします。詳しくは市ホームページまたは、市政だより4月号の折り込みチラシをご覧ください。

\*福島市平成30年・令和元年組成分析結果より。

問／ごみ減量推進課 ☎525-3744

### “雑がみ”とは？

「新聞紙・チラシ」「雑誌・本」「段ボール」「紙パック」以外のリサイクルできる全ての「紙類」です。

※マークの有無、大きさを問いません。

例：トイレットペーパーの芯、カレンダー、封筒、お菓子の箱、名刺など



### “雑がみ”として出せないものは？

リサイクルできない紙類や紙以外のものは「<sup>きんきひん</sup>禁忌品」とい

い、雑がみとして出せません。例：汚れているもの、においの強いもの、写真、圧着はがき、アイロンプリント紙、シュレッダー処理したもの、金紙、銀紙、感熱紙(レシートなど)、カーボン紙、裏カーボン紙(宅配便の伝票など)、特殊加工(防水加工など)されているものなど



※マークの有無にかかわらず、「禁忌品」に当てはまる場合は、リサイクルできません。

### “雑がみ”の出し方は？

ひもで十文字に束ねるか、紙袋に入れて、資源物の収集日に決められた集積所に出してください。紙袋を使用するときは、取っ手が紙以外の場合は取り外してください。また、紙袋の開口部をひもかテープでとじてください。



## ごみ収集車の火災事故防止のためにも、ごみの分別にご協力ください

令和3年2月3日に、スプレー缶などが原因とみられるごみ収集車の車両火災が発生しました。火災の原因となる次のものは、必ずルールを守って出してください。

#### 不燃ごみ

- スプレー缶・カセットボンベ  
中身を使い切って、風通しの良い屋外で2カ所以上穴を開けてください。
- ライター  
中身を使い切るか、ガス抜きをしてください。

#### 収集できません

- リチウムイオン電池  
電器店やホームセンターなどに設置してある小型充電式電池リサイクルBOX缶へ。

不燃ごみの出し方はこちら▶



▲火災の発生したごみ収集車

